



医用電気機器－第 2-25 部：心電計の基礎安全 及び基本性能に関する個別要求事項

JIS T 0601-2-25 : 2014
(IEC 60601-2-25 : 2011)
(JEITA)

平成 26 年 9 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 医療用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	甲 田 英 一	東邦大学
(委員)	青 木 春 美	日本歯科大学
	市 川 義 人	オリンパスメディカルシステムズ株式会社
	大 江 容 子	新松戸中央総合病院（東邦大学名誉教授）
	岡 田 浩 一	クラレノリタケデンタル株式会社
	奥 野 欣 伸	テルモ株式会社
	瀬 戸 則 夫	長田電気工業株式会社
	棚 橋 節 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	辻 久 男	株式会社島津製作所
	本 間 一 弘	独立行政法人産業技術総合研究所
	松 岡 厚 子	独立行政法人医薬品医療機器総合機構

主 務 大 臣：厚生労働大臣、経済産業大臣 制定：平成 18.11.25 改正：平成 26.9.1

官 報 公 示：平成 26.9.1

原案作成者：一般社団法人電子情報技術産業協会

（〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：医療用具技術専門委員会（委員会長 甲田 英一）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省医薬食品局 審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
201.1 適用範囲、目的及び関連規格	1
201.1.1 *適用範囲	1
201.1.2 目的	2
201.1.3 副通則	2
201.1.4 個別規格	2
201.2 引用規格	3
201.3 用語及び定義	3
201.4 一般要求事項	5
201.4.3 基本性能	5
201.5 ME 機器の試験に対する一般要求事項	5
201.5.3 *周囲温度、湿度及び気圧	5
201.5.4 その他の条件	5
201.5.8 *試験の順序	6
201.6 ME 機器及び ME システムの分類	6
201.6.2 電撃に対する保護	6
201.6.6 作動モード	6
201.7 ME 機器の標識、表示及び文書	6
201.7.4 制御及び計器の表示	6
201.8 ME 機器の電気的ハザードに関する保護	9
201.8.3 装着部の分類	9
201.8.5 分離	9
201.9 ME 機器及び ME システムの機械的ハザードに関する保護	14
201.10 不要又は過度の放射のハザードに関する保護	14
201.11 過度の温度及び他のハザードに関する保護	14
201.12 制御及び計器の精度並びに危険な出力に対する保護	14
201.12.1 制御及び計器の精度	14
201.12.4 危険な出力に対する保護	16
201.13 危険状態及び故障状態	29
201.14 プログラマブル電気医用システム（PEMS）	29
201.15 ME 機器の構造	29
201.16 ME システム	29
201.17 ME 機器及び ME システムの電磁両立性	29
202 電磁両立性－要求事項及び試験	29
202.6.1 エミッഷン	29

202.6.2 イミュニティ	30
附属書	34
附属書 AA (参考) 個別指針及び根拠	35
附属書 BB (参考) 電極, 電極の位置, 識別及びカラーコード	42
附属書 CC (参考) 誘導, その識別及びカラーコード (201.12.4.102 に記述したもの以外)	44
附属書 DD (参考) 誘導の極性 (201.12.4.102 に記述したもの以外)	45
附属書 EE (参考) 電極に付加する表示	46
附属書 FF (参考) 心電図計測に対する定義及び規則	47
附属書 GG (参考) 校正及び試験データのセット	52
附属書 HH (参考) CTS テストアトラス	54
参考文献	84
定義用語の索引	85
解説	87

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 0601-2-25:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

日本工業規格

JIS

T 0601-2-25 : 2014

(IEC 60601-2-25 : 2011)

医用電気機器－第 2-25 部：心電計の基礎安全及び 基本性能に関する個別要求事項

Medical electrical equipment—Part 2-25: Particular requirements for the basic safety and essential performance of electrocardiographs

序文

この規格は、2011 年に第 2 版として発行された IEC 60601-2-25 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

この規格は、通則規格である JIS T 0601-1:2012（医用電気機器－第 1 部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項）（以下、通則という。）及び関連する副通則規格（以下、副通則という。）と併読する規格である。

この規格でアスタリスク (*) 印の付いた箇所について、その規定根拠を附属書 AA に記載する。また、本文中の太字で示した用語は、通則、関連する副通則及び 201.3 で定義している用語である。本文中の“置換え”，“追加”及び“修正”的意味は、201.1.4 を参照する。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

201.1 適用範囲、目的及び関連規格

次の変更を加えて、通則の箇条 1 を適用する。

201.1.1 *適用範囲

置換え（通則の 1.1 を次に置き換える。）

この個別規格は、201.3.63 の定義又は ME システムの一部として診断目的で ECG レポートを記録する心電計（以下、ME 機器という。）の基礎安全及び基本性能について規定する。

この個別規格は、次を取り扱わない。

- a) ベクトル心電図ループを供給する ME 機器の部分
- b) 診断目的で ECG レポートを得ることを意図しない IEC 60601-2-47 で扱うホルタ心電計
- c) 診断目的で ECG レポートを得ることを意図しない IEC 60601-2-27 で扱う心電図モニタ

注記 1 例として ME 機器は、次を含む。

- a) 直記式心電計
- b) 診断目的のために ECG レポートを記録する他の ME 機器、例えば、患者モニタ、除細動器、運動負荷試験装置
- c) 患者から離れた表示器をもつ心電計（例えば、電話線、ネットワーク又は記憶媒体を経由）。これらの ME 機器又は ME システムは、通信媒体を除外してこの個別規格の適用範囲に含む。

注記 2 診断及び監視機能を選択できる ME 機器は、その機能に設定したときの適切な要求事項に